

凍結防止剤散布機械使用貸借契約書

津山市（以下「賃貸者」という。）と〇〇〇〇（以下「賃借者」という。）は令和4年〇月〇日付けで賃貸者と賃借者とが締結した津山市凍結防止剤散布作業委託契約に基づき実施する委託作業に必要な凍結防止剤散布機械の使用貸借について、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（貸借物品）

第1条 賃貸者は、次に掲げる凍結防止剤散布機械（以下「機械」という。）を賃借者に無償で貸し付け、賃借者は、これを借り受ける。

散布機械名	規格	登録番号
凍結防止剤散布車	BDG-FX7JGWA	岡山800す56-31

（貸借期間）

第2条 機械の貸借期間は、契約の締結の日から令和5年3月31日までとする。

（物品の受け渡し等）

第3条 機械の受け渡し及び返納の月日及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 引渡年月日 賃貸者が指定する日
引渡場所 津山市川崎地内 津山浄化センター車庫
- (2) 返納年月日 賃借者が指定する日
引渡場所 津山市川崎地内 津山浄化センター車庫

（経費の負担）

第4条 機械の貸借期間中の維持管理に要する経費は、賃借者が負担するものとし、軽易な修繕はこれに含めるものとする。

- 2 タイヤチェーン、切り刃等の消耗品は、賃貸者が支給するものとする。
- 3 賃借者は、機械を自己の責めに帰すべき理由より滅失又は毀損した場合は、滅失した機械に代わる機械を弁償し、又は毀損した機械を原形に回復しなければならない。
- 4 前項の場合において、弁償又は原形回復に要した経費は、賃借者の負担とする。
- 5 賃借者は、第3項に該当する場合は、速やかに賃貸者に報告しなければならない。

（自動車損害賠償責任保険の加入）

第5条 賃貸者は、機械について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険に加入するものとする。

（任意保険の加入）

第6条 賃貸者は、貸借期間中の機械について、次に掲げる要件の任意保険に加入するものとする。

種 類	保 償 金 額
対人賠償保険	無 制 限
対物賠償保険	無 制 限

(損害賠償)

第7条 賃借者は、貸借期間中に機械の使用によって自己の責めに帰すべき理由により賃借者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、賠償するものとし、賃貸者の管理に係わる損害についても同様とする。

2 前項の損害賠償について、第5条及び第6条の保険が適用できる場合は、賃貸者と賃借者とで協議し、その取り扱いを決定するものとする。

3 賃借者は、第1項に該当する場合は、速やかに賃貸者に報告しなければならない。

(使用権の転貸等の禁止)

第8条 賃借者は、機械の使用権を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は凍結防止剤散布委託契約の目的以外の目的に使用してはならない。

ただし、賃貸者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(機械の管理)

第9条 賃借者は、機械を、貸借期間中善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(疑義事項)

第10条

この契約に定めのない事項については、津山市契約規則によるものの他、必要に応じて賃貸者賃借者双方協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、賃貸者賃借者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃貸者 岡山県津山市山北520番地

津山市長 谷口 圭三

Ⓜ

賃借者

Ⓜ